

平成28年3月16日

埼玉県東南部地域放射線対策協議会

草加市長 田中 和明 様
越谷市長 高橋 努 様
八潮市長 大山 忍 様
三郷市長 木津 雅晟 様
吉川市長 中原 恵人 様
松伏町長 会田 重雄 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直吉



「東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う
放射線対策に要した費用の請求について」の回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下「弊社事故」といいます。)により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

さて、平成28年2月19日にいただきました「東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線対策に要した費用の請求について」につきまして、下記の通り回答申し上げます。

記

弊社事故により地方公共団体さまに生じた損害につきましては、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等を踏まえ賠償の取り組みを鋭意進めております。

平成26年度分の賠償につきましては、平成27年4月に埼玉県さまを通じて「地方公共団体さまへの賠償に係るご案内」にてお知らせさせていただいたとおり対応させていただきます。また、除染に関する項目につきましては、平成27年8月に弊社より「地方公共団体さまへの賠償に係るご案内(除染)」にてお知らせさせていただいたとおり対応させていただきます。

この度、各市町さまからご請求いただきました各項目につきましては、今後個別に内容を確認させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご請求いただいた項目のうち、学校給食等に係る検査費用につきましては、食品衛生法における新基準値の設定等を踏まえ、必要かつ合理的な賠償対象期間としましては、原則、平成23年度までと考えております。しかしながら、国の予算措置の遅れ等の外部要因により検査機器の購入が遅れた等の個別のご事情に応じて、平成24年度に限り例外的に賠償対象とさせていただいております。

空間線量の検査費用につきましては、平成23年11月に航空機モニタリングの結果が公表されたことで、住民の不安や恐怖を緩和するための一定の情報が提供されたことに加え、平成23年12月に文部科学省から発出された「放射線モニタリ



ングの見直しについて」にて、急激な放射線量の増加が今後は想定されないことが明記されております。そのため、それ以降の地方公共団体さまにおける検査の必要性は低くなったことを踏まえ、住民の不安や恐怖の解消のための必要かつ合理的な検査として認められる期間は、原則、平成 23 年 12 月までとさせていただきます。なお、平成 24 年 1 月以降にご負担された費用につきましては、検査機器の納入が遅れた等の個別の具体的なご事情がないかお伺いさせていただき、適切に対応させていただきます。

職員対応費につきましては、弊社事故に関する法令・政府指示等にもとづき実施を余儀なくされた業務（賠償対象業務）を実施されたことにより、追加的な負担が発生し、その事実（業務の実施、損害の発生）とその関係（業務の実施により損害が発生したこと）を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、賠償対象とさせていただきます。就業時間内に賠償対象業務を実施したことにより、賠償対象業務以外の業務を就業時間外で実施した場合の超過勤務手当（押し出し時間外）につきましては、具体的なご事情をお伺いした上で、適切に対応させていただきます。

以 上